２０１９年８月２３日

福島県知事

　内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団　　長　神山　悦子

副 団 長　阿部裕美子

同 　　宮川えみ子

幹 事 長　宮本しづえ

政調会長　吉田　英策

**２０１９年９月定例県議会に関する申し入れ**

**はじめに**

東日本大震災と原発事故から８年５か月が経過しました。東京電力は７月31日、福島第二原発の廃炉をようやく正式決定しました。遅きに失したとはいえ、第一原発と合わせて10基あった県内原発はすべて廃炉となり、原発立地県で初めて原発ゼロが実現します。県民の世論と運動が国・東電を動かした結果です。しかし、東京電力は柏崎刈羽原発（新潟県）６、７号機の再稼働や、東通原発（青森県）の建設を狙うなど、原発事故を引き起こしたことへの反省がありません。東京電力がやるべきことは、福島第一・第二原発の廃炉に全力を傾注することであり、すべての被災者への賠償と、生業の再建に最後まで責任を果たすことです。また、県と立地自治体（楢葉町・富岡町）、東京電力で合意した使用済み核燃料を保管する乾式貯蔵施設については、安全対策を徹底し、国と東京電力の責任を明確にすることが強く求められます。

７月の参議院議員選挙では、10月からの消費税10％増税や憲法改悪、年金問題が大争点となりました。全国32の１人区で市民と野党の共闘が実現し、10選挙区で野党が勝利するとともに、改憲勢力が３分の２を割り込む重要な結果となりました。投票率が48.8％と戦後２番目の低投票率となる中、自民党は改選議席を９議席減らし、単独過半数割れとなりました。比例絶対得票率（全有権者比得票率）は16.7％と前回をさらに下回り、国民が安倍政権を信任していないことは明らかです。時事通信が発表した世論調査（8/16付）でも、安倍政権下での憲法改定に「反対」が41.3％で、「賛成」の32.1％を大きく上回り、国民は、安倍政権下での改憲を望んでいません。改憲策動は直ちにやめるべきです。

さらに、安倍首相は消費税10％への増税を予定通り10月から実施する方針です。しかし、投票日のＮＨＫの出口調査では増税「反対」が６割近くに上り、参院選後の世論調査でも、消費税の増税「反対」は、読売（7/24付）で52％、共同通信（東京7/24付など）で52％、日経（7/29付）で50％と、いずれも「賛成」（39～43％）を大きく上回っています。増税反対の国民の意思は明確であり、参院選で信任されたなどという安倍政権の言い分は通用しません。消費の低迷が続き、景気も悪化する中での増税は、暮らしも経済も破壊させます。消費税の増税は中止すべきです。

終戦から74回目の夏を迎え、来年は５年に１度の核不拡散条約（ＮＰＴ）再検討会議がひらかれます。国連での核兵器禁止条約の採択から２年、条約の発効に必要な50か国の半数25ヶ国が批准しています。にもかかわらず日本政府は唯一の被爆国でありながら、被爆者たちの声に背を向けたまま、核兵器禁止条約に署名すらしていません。

県は今月５日、大熊・双葉両町からの避難者への仮設・借り上げ住宅無償提供を2021年３月末まで、１年延長することを決定しました。帰還困難区域の避難指示解除時期すら示されない中では当然の判断ですが、県は無償提供打ち切り方針そのものを撤回すべきです。

いまだ県発表だけでも４万２千人余に及ぶ避難者が長期に及び避難生活を強いられており、賠償や各種支援が打ち切られた避難者の生活苦は非常に深刻です。復興期間終了まで１年半となる中、安倍政権のくらし破壊、福島切り捨て政治は、ひときわ複雑かつ深刻に影響を及ぼしており、国の悪政から県民のくらし・命を守る広域自治体としての県の役割発揮が切に求められます。

９月定例会に先立ち、以上の観点に立って、要望します。

**一、安倍政権の防波堤となり、県民と市町村を応援する県政に**

１、原発事故から８年４ヶ月が経過した７月末、東京電力はようやく第二原発廃炉を決断した。原発と石炭火発をベースロード電源としている国のエネルギー基本計画の見直しを国に求め、原発ゼロの日本と世界の流れである再生可能エネルギーへの大転換を図るよう、県から発信すること。

２、10月からの消費税10％への増税中止を国に強く求めること。大震災・原発事故前までに回復していない中での増税は、県民生活や中小企業など県内経済に重大な影響をもたらすことは明白である。

３、現憲法を遵守し、憲法9条を改定しないよう政府に求めること。

４、韓国の「徴用工」問題について、すでに1965年の日韓請求権協定では、日韓両政府と最高裁は国家間の請求権が放棄されても「個人の請求権は消滅していない」と認めている。政治紛争と貿易問題をからめるやり方を改め、日本政府が過去の侵略戦争を反省し、アジアの平和構築に努力するよう求めること。

５、本県として、原則日本の国内法が適用されない「日米地位協定」の抜本的見直しを政府に求めること。

６、米軍横田基地に配備されたオスプレイはさらに強化され、本県上空で飛行を継続しているが、県民の命と安全にかかわる重大問題である。日米両政府に対し、オスプレイの飛行訓練中止を求めること。

７、核兵器廃絶は人類共通の願いである。唯一の戦争被爆国として、早期に条約に署名するよう政府に求めること。

８、国の来年度防衛費が、さらに過去最大規模の５兆３千億円に拡充されようとしている一方で、子育て・教育・社会保障のさらなる削減は許されない。これらの分野に大幅な予算拡充を国に求めること。

９、公的年金制度を危機にさらす年金積立金の株式投入をやめ、現役世代を含めて年金額を減らし続ける「マクロ経済スライド」を廃止し、生活できる最低保障年金制度を確立するよう政府に求めること。

10、地方と大都市圏とで最低賃金の格差が広がり、本県でも働く世代の県外流失が進み、人口減少に歯止めがかっていない。10月からの改定で本県は最低Ⅾランクの798円となるが、早期に時給1,500円に引き上げ、全国一律の最低賃金制度の確立を国に求めること。最低賃金を引き上げる中小企業に対し、県独自の支援を行うこと。

11、引き続き災害から県民のいのちとくらしを守るため、学校・病院・橋梁など公共施設の老朽化対策をすすめること。被災者生活再建支援金の引き上げと対象の拡充を国に求めること。

**二、「オール福島」の声が福島第二原発廃炉を実現、県は原発ゼロの発信を**

１、長期にわたる福島第一原発、第二原発の廃炉作業は国家プロジェクトと位置づけ、国が責任をもって進めること。また、使用済み核燃料を保管する乾式貯蔵施設については、国と東京電力の責任を明確にすること。

２、廃炉作業でのトラブルが相次ぐことから、安全で確実な作業を東京電力に求めること。

３、廃炉作業に従事する労働者の多重下請けを是正し、被ばくや健康管理の徹底、長時間労働、賃金未払いをなくし、安全な労働環境を確保するよう、国・東京電力に求めること。

４、第二原発立地町への電源交付金に代わる財源確保を国に求めること。

５、「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案」いわゆる「原発ゼロ基本法案」の早期成立を国に求めること。

６、４０年が経過した老朽原発の廃炉はもとより、全国の原発再稼働に反対すること。

７、県は、福島第一原発事故の事故検証委員会を設置し独自の検証を行うとともに、廃炉作業の監視を強めること。

８、汚染水タンクの保管場所を確保し長期保管を継続するとともに、海洋放出は行わないよう国・東京電力に求めること。

９、リアルタイム線量測定システムの削減を行わず、継続配置と避難指示が解除された区域への増設を求めること。

**三、被災者、被災自治体切り捨てを許さず、県民のくらしと生業の再建で原発事故からの真の復興を**

(１)被災者、避難自治体支援について

１、避難自治体居住率は７月末で26.5％に留まり、地域コミュニティの再建には課題が山積している。避難地域の新たなまちづくりについては、まだ帰還していない地域住民の参加を含めて住民の主体的取り組みを県として支援すること。

２、来年度に実施される国勢調査の結果については、前回と同様に原発事故による特殊事情を考慮した財政措置が取られるよう国に求めること。

３、避難自治体住民への税や保険料等の特例措置については、被害が継続しており、くらしと生業の再建、地域コミュニティの再生には長期間を要することを踏まえて、継続を国に求めること。

４、本県で起きた原発事故は世界の教訓にすべきであり、関連する自治体保管の資料は長期保存すること。

５、自主避難者を国家公務員宿舎から退去させるための提訴は行わないこと。

６、国家公務員宿舎に居住する避難者に対する２倍の損害金の請求は、取りやめること。

７、避難指示が解除されない帰還困難区域については、すべて仮設借り上げ住宅提供を2020年４月以降も延長すること。特定延長は公共事業や住宅の建設の遅れだけに特定せず、その他の事情も加えて対象を拡大すること。

８、仮設借り上げ住宅の供用期間が過ぎた避難者を強制的に退去させないこと。

(２)避難地域の復興のあり方について

１、避難地域住民のくらしと生業の再建を復興の土台に据えること。

２、避難地域の医療について、要望の強い歯科、整形外科、眼科等の医師確保を図ること。

３、避難地域復興に向け不足している医療、介護事業者の育成、医師はじめ医療関係職員の増員を図るための支援を強化すること。

４、イノベーション・コースト構想の具体化として、国は新たな国際教育研究拠点施設の整備を検討している。新たなハコものづくりとなり、浜通りの真の教育条件改善にはつながらないことが懸念されることから慎重に対応すること。

５、避難地域の教育については、イノベーション・コースト構想のための人材育成ではなく、子どもたちが安心して学び成長できるよう教員の加配等の条件整備を優先すること。

(３)安心して住める徹底した除染、中間処理について

１、帰還国難区域を除き住宅、農地等の除染は終了とされているが、ホットスポットや、樹園地の除染を希望する場合には、実施できるよう国と調整すること。

２、帰還困難区域は、特定復興再生拠点以外も除染対象とするよう国に求めること。

３、除去土壌の中間貯蔵施設への搬入に当たっては、往路だけでなく復路についても特定し住民の安全を確保すること。

４、除染で出た除去土壌の再生利用は県民の批判が大きいことを踏まえ、行わないよう国に求めること。

５、二本松市に設置した仮設焼却施設で、稼働間もない中でトラブルが相次いでいる。国に地域住民に対する説明会の開催を求めるとともに、安全対策を取るよう求めること。

(４)賠償について

１、東電は、ＡＤＲの集団申し立てに個別の再協議で和解に応じる事例があるものの、依然として和解案を拒否する態度は変えていないことから、和解案を尊重し応じるよう東京電力に求めること。県として集団申し立てをした住民を支援すること。

２、原子力損害賠償紛争審査会に対し、被災地の現地調査を踏まえた賠償指針の見直しを求めること。

３、商工業者の営業損害賠償は、将来分賠償後の追加賠償請求５月末900件に対する和解がわずか14件にとどまっている。被害に応じた賠償を行うよう国と東京電力に求めること。

４、原発事故に係る損害賠償請求をまだ行っていない被災者が多く残されていることや、被害が長期にわたり継続することを踏まえ、賠償請求の時効を更に延長するよう国に求めること。

**四、福祉型県づくりへの転換と子どもの健やかな成長を**

（１）子ども・若者等支援ついて

１、10月から実施される幼児教育・保育の無償化に関して、保育のニーズがさらに高まることから、保育士不足を解消するため、賃金引き上げ等処遇改善を国に求め県も支援すること。

２、学童保育の待機児解消のため、学校の空き教室の利用など増設を図ること。基準に見合う施設整備及び支援員の処遇改善に向け、県として市町村や事業所を支援すること。

３、企業内保育所について、県としても実態を把握し、保育の質を確保すること。

４、増加する児童虐待に対応するため、児童福祉司の大幅増員を図り、配置基準の 見直しを国に求めるとともに、県も早急に増員を図ること。

５、国が進める「住宅セーフティネット」は、公営住宅不足の中で若者等の住居確保は待たれている制度である。早急に市町村で実施できるよう支援するとともに、県も実施主体となること。

（２）障がい者対策について

１、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県条例」「福島県手話言語条例」が制定したが、条例を実効性あるものにするため、当事者要望の具体化を図ること。そのための予算の増額を行うこと。

２、県の手話通訳者を正規職員化し、増員を図ること。

３、昨年の障がい者総合支援法に基づく報酬改定により、「きょうされん」の調査で、就労継続支援Ｂ型事業所では約７割が減収になっている。国に単価の引き上げを求めるとともに、県も支援をすること。

４、障がい者自立支援法の制定時に導入された、障がい者の原則利用料１割負担を撤廃するよう国に求めること。

（３）医療・介護・国保、高齢者支援について

１、原発被害をうけた本県の医師数は全国平均を大幅に下回っている。現状打開のため、医師確保のあらゆる対策を講じること。

２、看護師不足を解消するため、「看護職員需給計画」を現場の実態を踏まえたものに見直し、県内外からの就労対策などを含めあらゆる対策を講じること。

３、県内の介護事業所の約７割で職員不足が明らかになっている。介護職員の処遇改善のための給与の引き上げ支援を県としても行うこと。

４、国保税の負担軽減のため、公費負担を１兆円増やすよう国に求めること。 被保険者の生活状況が悪化しており、短期保険証、資格証の発行中止を求めるとともに、 国保税と医療費の減免制度活用について市町村を支援すること。

５、子育て支援の観点からも、子どもに係る国保税の均等割を市町村が全額免除できるよう県独自の支援を行うこと。

６、異常気象が続いていることから、生活保護世帯に夏期加算の新設を国に求めること。

７、低額年金でも入所できる特養ホームの増設で、待機者１万人の解消を図ること。

８、後期高齢者保険料の滞納処分割合が全国第３位（2017年度）となっている。低年金者の差し押さえなどの機械的な滞納処分を行わないよう市町村を指導すること。

９、高齢化社会が進んでいる中、デマンドタクシーなどの公共交通体系を県として構築すること。合わせて75歳以上の公共交通無料パスやタクシー代金補助等、また、自家用自動車の安全装置取り付け支援が進むよう県として市町村を支援すること。

**五、教育の充実について**

１、学校給食費の無償化は、保護者の教育費負担軽減と子育て支援の観点から県内半数を超える32市町村まで広がっている。県として学校給食無償化を実施すること。

２、国の給付型奨学金制度の対象学生を大幅に拡充し、改善を図るよう国に求めると共に、県として給付型奨学金制度を創設すること。

３、今年４月に初めて実施した県独自の学力テストは、児童・生徒と教師の多忙化に拍車をかけ、点数向上のための競争をあおり、真の学力にはつながらないことから、見直しを行い中止すること。

４、県立高校の統廃合計画について、廃校・統合対象となる県立高校の懇談会でも、生徒をはじめ保護者や地元自治体からも存続を求める声が多数あがっている。県立高校の統廃合計画は見直すこと。

５、安達地方及び南会津への特別支援学校の設置を促進し、障がい児教育の充実を図ること。

６、県立学校・特別支援学校の教室へのエアコン設置を急ぐとともに、特別教室と体育館にも設置すること。維持管理費を大幅に増額し、エアコンの使用期間については学校現場の判断を尊重すること。

７、県内小中学校の耐震化100%を早期に実施できるよう、市町村を支援すること。

８、教職員の多忙化を解消するため、部活のあり方を見直すだけでなく、正規教職員の大幅増員を図れるよう国の標準法を見直し、教職員定数の抜本改善を求めること。

９、増え続けているいじめ、不登校、児童虐待などに対応できるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの処遇を改善し、増員すること。

10、県の教育予算を大幅に拡充すること。

**六、住民参加・地域主導型の再生可能エネルギーの推進を**

１、再生可能エネルギーは、メガ発電など県外資本の大規模事業ではなく地域密着型、住民参加型、地産地消・環境共生型ですすめるため、県条例を制定すること。

２、小規模の太陽光発電でも土砂崩壊等が起きていることから、環境破壊にならないよう県独自のルールをつくること。

３、いわき市遠野地区に計画されている三大明神風力発電と遠野風力発電については、土砂災害や飲料水の枯渇など環境破壊が懸念され、地域住民の合意も得られていないことから国に中止を求めること。また、計画地の保安林解除については、住民の意思は中止が明確であることから、認めないよう国に求めること。

４、福島市吾妻開拓パイロット、水原開拓パイロット、高湯先達山のメガソーラー発電計画については、環境破壊の懸念があり、環境アセスメントへの住民意見が多数寄せられている。福島市も県に懸念の意見を挙げていることをふまえ、中止を含め計画の見直しを求めること。

５、地域主導型の再生可能エネルギー推進のため、固定価格買取制度の継続を国に求めること。

６、住宅用太陽光発電及び蓄電池設備への補助単価を引き上げるとともに、目標をもち普及をはかること。

７、農地活用のソーラーシェアリングの推進を図ること。

**七、農林水産業、中小企業、観光の復興について**

１、日本の食料自給率が37％に落ち込んだもとで、食料主権を侵害する日米ＦＴＡ交渉は中止を国に求めること。

２、今年から始まった国連家族農業年を踏まえて、小規模農業を支援するための施策を拡充すること。

３、米農家に10アール１万５千円を支給する戸別所得補償制度を復活するよう国に求めること。県としても価格補償・所得補償を抜本的に強化すること。

４、国の新規就農者支援事業の対象外とされた新規就農者に対し、福島市が行っている月５万円を支給するような施策を県の事業として実施すること。

５、米の全量全袋検査は継続すること。

６、市町村からの要望が強い、森林再生事業を推進すること。

７、イノシシ、クマ等有害鳥獣対策を強化するため、予算を増額すること。

８、原発事故後、事業再開の意志があっても困難を抱える事業者に対し、個別の支援を強化すること。

９、地域経済の活性化に向け、商店街リニューアルや住宅リフォームに対する助成金制度を創設すること。

10、「県商業まちづくり推進条例」の基本方針が改定されるが、大型店の出店にあたっては、商業まちづくり条例の主旨を踏まえ、県は広域調整を行うこと。

11、依然、回復していない本県の観光や教育旅行を引き続き支援すること。

以上